

各所属所長 様
(県立学校等の所属)

公立学校共済組合島根支部長
(公印省略)

組合員及び被扶養者の個人番号の届出方法の変更について (通知)

組合員の資格取得時もしくは被扶養者の認定申告時における個人番号 (マイナンバー) の届出については、平成 29 年 12 月 20 日付け公立島根第 176 号にて通知しているところです。

このたび、地方公共団体情報システム機構 (以下、「機構」という。) から基本 4 情報 [氏名、生年月日、性別、住所] を用いてマイナンバーの提供を受ける体制が整ったことから、令和 2 年 4 月 1 日以降、個人番号の届出方法を下記のとおり変更しますので、貴所属の組合員へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 マイナンバーの届出方法

(1) 毎年度、4 月 1 日付け新規採用組合員・転入者及びその被扶養者

従来の届出方法 ① →②→③の順	新たな届出方法 ① →②→③→④の順
<p>① 総務事務システムから「資格取得届書」を入力した者、「被扶養者認定申告書」で被扶養者の個人番号を反映できた者は、当支部への個人番号の届出が完了。 (個人番号欄入力必須。)</p> <p>② 紙申請により「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」を提出した者、「被扶養者認定申告書」入力時に被扶養者の個人番号を反映できなかった者については、当支部から事業主の島根県へ依頼し、個人番号の提供を受ける。</p> <p>③ 税法上の扶養親族でないため事業主が被扶養者の個人番号を保有していない場合等で、事業主 (島根県) から個人番号の提供を受けられない者については、当支部から組合員へ、専用封筒による個人番号の届出を依頼する。</p>	<p>① 総務事務システムから「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」を入力する際、個人番号欄は原則入力不要とする。(もしくは紙申請。)</p> <p>② 申請 (入力) のあった組合員又は被扶養者のうち、個人番号の収集が必要な者について、その個人番号を当支部が機構へ基本 4 情報をもとに提供を依頼する。</p> <p>③ 基本 4 情報の不一致等があり機構から個人番号の提供を受けられない者については、当支部から事業主である島根県へ依頼し、個人番号の提供を受ける。</p> <p>④ ③でもなお、個人番号が収集できない者で、総務事務システムにも個人番号を入力していない者の場合は、当支部から該当組合員へ、専用封筒による個人番号の届出を依頼する。</p>

<裏面へ続く>

(2) (1) 以外の組合員及び被扶養者（年度中途での随時の申請時）

従来の届出方法 ① →②の順	新たな届出方法 ① →②→③の順
<p>① 総務事務システムから「資格取得届書」を入力した者、「被扶養者認定申告書」で被扶養者の個人番号が反映できた者は、当支部への個人番号の届出が完了。 (個人番号欄入力必須。)</p> <p>② 総務事務システムから「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」を申請しなかった者、「被扶養者認定申告書」入力時に被扶養者の個人番号が反映できなかった者又は乳幼児等で個人番号が未交付の場合等で総務事務システムからの届出ができない者については、組合員証又は被扶養者証の交付に併せ、組合員あて専用封筒による届出を依頼する。 (過去に当支部にマイナンバーを届出ている者を除く。)</p>	<p>① 総務事務システムから「資格取得届書」又は「被扶養者認定申告書」を入力する際、個人番号欄は原則入力不要とする。(もしくは紙申請。)</p> <p>② 申請(入力)のあった組合員又は被扶養者のうち、個人番号の収集が必要な者について、その個人番号を当支部が機構へ、基本4情報をもとに提供を依頼する。</p> <p>③ 基本4情報の不一致等で機構から個人番号の提供を受けることができない者で、総務事務システムにも個人番号を入力していない者の場合は、当支部から該当組合員へ、専用封筒による個人番号の届出を依頼する。</p>

2 新たな届出方法の開始時期

令和2年4月1日以降の組合員資格取得及び被扶養者認定申告分から。

公立学校共済組合島根支部
短期資格担当 TEL : 0852-22-5431